【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		青色申告特別控除
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税：外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 　不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書をその提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）使用して提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65 万円の特別控除が認められる（そのうち、電子帳簿保存を行う場合については、75 万円の特別控除が認められる）。その他の青色申告者については、10 万円の特別控除が認められている（前々年の所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるものは除く）。 ※上記「制度の概要」は、令和8年度税制改正後の制度内容を踏まえて記載している。
			《関係条項》 租税特別措置法第 25 条の 2
4	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年 8 月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯		平成4年度　創設（平成 5 年分所得から適用） 平成 10 年度　控除額を 45 万円に引上。平成 10 年分の所得から適用 平成 12 年度　控除額を 55 万円に引上。平成 12 年分の所得から適用 平成 16 年度　控除額を 65 万円に引上。平成 17 年分の所得から適用 平成 30 年度　控除額を 55 万円に引下、電子申告又は電子帳簿保存を行うと控除額は引き続き 65 万円。令和 2 年分の所得から適用 令和8年度　電子情報処理組織（e-Tax）を使用することで控除額を 65 万円に引上、電子帳簿保存を行うと 75 万円に引上、10 万円の対象者の内、前々年の所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるものは対象から除外。令和9年分の所得から適用。
7	適用期間		恒久措置

8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。特に、個人事業主の記帳水準の向上を図ることにより、個人事業主の事業経営の基盤整備と経営の健全化を推進する。
				《政策目的の根拠》 　青色申告制度は、昭和 22 年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャウプ勧告を受けて、昭和 25 年に創設。シャウプ勧告では、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するように奨励、援助するようあらゆる努力と工夫をしなければならない。」、「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分だろう。このような道具を納税者が利用するように積極的に奨励する報酬を与えねばならない。」とされ、青色事業主特別経費準備金制度を創設、昭和 47 年税制改正において、更なる普及を図る観点からこれまでの準備金制度に代えて、青色申告控除制度創設。 その後、税制調査会の平成３年 12 月 19 日の「平成４年度の税制改正に関する答申」において、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であり、青色申告制度に係る施策は、このような観点から今後とも 重要である」とされたことを受け、平成４年度税制改正においてこれまでの青色申告控除制度に代えて創設（平成５年分の所得税から適用）。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	7．中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	個人事業主に係る事業環境整備を行い、経営の健全化を図るため、青色申告制度を通じて、個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進する。 青色申告の割合が、所得 300 万円超の個人事業主については 80%以上、所得 300 万円以下の個人事業主については 60%以上となることを達成目標とする。なお、記帳水準の一層の向上が図られるべく、従業員数が５名以下の小規模な個人事業主については、正規の簿記（複式簿記）による記帳を行う割合が 50%以上、６名以上の個人事業主については 70%以上となることを併せて達成目標とする。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本制度の創設により、青色申告制度を利用する事業者は半数を超えることとなった（平成５年：49．8%→令和６年：71%。なお、青色申告制度創設時＜昭和 25 年＞は４%程度）。 　しかしながら、依然として目標数値（80%）には達成していないため、引き続き本制度を維持していく必要がある。
9	有効性等	①	適用数	令和２年度　2,724 千人 令和３年度　2,713 千人 令和４年度　2,670 千人 令和５年度　2,723 千人 令和６年度　2,201 千人

		【算定根拠】 国税庁　申告所得税標本調査より引用
	② 適用額	令和2年度　6,950 億円 令和3年度　6,850 億円 令和4年度　7,550 億円 令和5年度　8,000 億円 令和6年度 8,050 億円
		【算定根拠】 ※所得税率は、令和6年分申告所得税標本調査（第6表）において、青色申告制度を利用する事業所得者の中央値が含まれる所得区分（400 万円超 500 万円以下）に着目し、代表税率として 20%を用いて減収額から推計した。 （出典：財務省試算を元に中小企業庁試算）。
	③ 減収額	令和2年度　1,390 億円 令和3年度　1,370 億円 令和4年度　1,510 億円 令和5年度　1,600 億円 令和6年度 1,610 億円 【算定根拠】 財務省試算より引用
	④ 効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 平成5年の制度創設以降、青色申告者の比率が徐々に上昇しており、記帳水準の向上に対する効果が客観的に確認されている。 ①所得階級 300 万円以下の個人事業主の青色申告割合 平成5年　42.4% 平成 10 年　46.7% 平成 12 年　46.4% 平成 17 年　47.8% 平成 21 年　47.7%（※事業所得者の青色申告割合） 令和元年　52.7% 令和6年　56.6% ②所得階級 300 万円超の個人事業主の青色申告割合 平成5年　60.8% 平成 10 年　62.4% 平成 12 年　63.8% 平成 17 年　67.2% 平成 21 年　71.9%（※事業所得者の青色申告割合） 令和元年　76.5% 令和6年　78.8% ※平成 21 年度からは、統計集計方法の変更（平成 20 年度から）に伴

				い、営業等所得者ではなく、事業所得者の青色申告割合を算出。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 国税庁　申告所得税標本調査より算出
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 　個人の営業等所得者の青色申告者割合を見ると、昭和 25 年に青色申告制度が創設されて以降、昭和 50 年までは順調に増加（4%→53%）していたものの、昭和 50 年から青色申告特別控除が創設された平成 5 年までの間に、その割合は減少した（53%→50%）。 この点、本制度の創設により、その割合が増加基調となり、令和6年には、71%まで増加した。本制度の創設により、青色申告割合が増加していることから、本制度の有効性が確認できる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 国税庁　申告所得税標本調査より算出
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 全ての青色申告者（約 220 万人、令和6年分）が適用対象となっており、幅広く利用されていることから、本特例の適用者数は僅少ではない。
		⑤	税収減を是認する理由等	平成4年の制度の創設以降、青色申告者割合は増加を続け（平成5年：50%→令和6年：71%。なお、青色申告制度創設時＜昭和 25 年＞は4%程度）、中小企業における適正な記帳慣行の確立しつつある。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業の多くを占める個人事業主にとって、自らの経営実態を適正に把握し、経営の健全化を図ることは重要である。なお、青色申告制度の対象となる青色申告者は約 220 万事業者（令和6年分）である。そのため、正規の簿記の原則に従って記帳し、その帳簿書類に基づき作成された貸借対照表及び損益計算書等を確定申告書に添付する青色申告について、一層の普及・活用を促すためのインセンティブを付与することは、政策目的を達成するための手段として適切である。 　また、本特例措置は、個人事業主の記帳水準の向上を通じて、自らの経営実態の適正な把握を促すとともに、中小企業における適正な記帳慣行の確立や申告納税制度の適切な運営に寄与するものである。このため、課税の公平原則に照らし、課税の適正・公正を確保するための必要最小限の特例措置といえる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	青色申告に与えられるインセンティブには、①青色申告に対する更正は、推計によって行うことはできず、その帳簿書類を調査し、その調査により所得金額の計算に誤りがあると認められる場合に限ってする

			ことができ、その場合には更正通知書に更正の理由を附記しなければならない（所得税法 155 条 1 項・2 項、法人税法 130 条 1 項・2 項）、②所得税法・法人税法及び租税特別措置法の規定の多く は、青色申告の場合に限って適用される、③青色申告と白色申告を通じて適用される措置について、事業専従者控除の金額など青色申告者により多くの利益が与えられる等といった措置が存在する。 本特例は、青色申告者に与えられるインセンティブの 1 つであり、青色申告の普及及び申告納税制度の適正な運営に寄与している。 また、上記①は租税確定手続、②は各種税制措置の適用要件、③は事業専従者に係る特例であるのに対し、本特例は青色申告者に対する所得控除措置であり、それぞれ異なる役割を担うものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	―
11	有識者の見解		―
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和３年８月